

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3号機 設計及び工事計画変更認可申請（化学体積制御設備の主要弁及び主配管の改造）【1】）」
2. 日 時 : 令和4年11月22日（金） 10時00分～11時50分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥企画調査官、畠山安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力建設部長※ 他9名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・資料 玄海原子力発電所3号機 抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事 設計
及び工事計画変更認可申請の概要について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の畠山です。これより、九州電力玄海発電所 3 号機抽出オリフィス割弁配管取りかえ等、
0:00:11	工事に関する
0:00:13	設工認申請変認申請のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:18	本日出席しております、こちらのメンバーは、奥企画調査官、畠山、ナカノの三名になります。
0:00:27	では、九州電力の方からいただいております資料に基づき、今回の申請の概要についてご説明のほどお願いいたします。
0:00:41	はい。九州電力松元です。
0:00:44	ご提示しております。資料のご説明に入っていきたいと思います。
0:00:48	まずは、資料お渡ししていますのが、審査会合審査会合用のパワーポイント資料と、
0:00:55	補足説明資料の二つになっておりますけども、こちらのパワーポイント資料の方からご説明して参りたいと思います。
0:01:05	まずはじめになんですけども、このパワーポイントをちょっと、記載の訂正がございますのでこちらからご連絡させていただきます。
0:01:14	パワーポイントのページ右上のページ 8、設計及び工事計画変更認可申請に関わる技術基準規則への適合性についての
0:01:25	3 分の 3 のページになりますけども、
0:01:29	こちらの条文の第 12 条、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止、
0:01:36	の営業におきまして本申請における適合性確認方針の図がございますけども、こちらの中身で、既工事計画の認可以降に要求事項が変更となっております、
0:01:48	申請対象を設置するエリアへの人の不法な侵入等の防止に係る審査基準の適合性を確認すると書いてますけども、
0:01:55	こちらの申請対象を設置するエリアへの人の不法な侵入等の防止に係る例はなくて、申請対象について、溢水防護に係る審査基準への適合性を確認するの誤りですので、こちらの記載の訂正をお願いいたします。
0:02:13	失礼いたしました。
0:02:18	原子炉規制庁畠山です。はい。まず資料の誤記については承知いたしました。次回以降の修正反映をお願いいたします。
0:02:26	では説明のほうを続けていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	はい。九州電力松本です。
0:02:32	外国の資料の修正書承知いたしました。では、資料の説明に入らせて参ります。
0:02:38	まずパワーポイント1ページ目、現、今回の申請につきましてですけども、玄海原子力発電所3号機抽出オリフィス回り弁配管取替工事、
0:02:49	設計及び工事計画変更認可申請の概要についてということで、申請をいたしております。
0:02:57	ページをめくっていただきまして、最初に目次としまして、1ポツ章2と2ポツ、抽出オリフィス回り弁配管取替工事の概要、
0:03:07	3ポツとしまして、設計及び工事計画変更認可申請の内容について、4ポツとして、設計及び工事計画変更認可申請に係る技術基準規則への適合性について、ポツ抽出オリフィス回り弁配管取替工事の主要工程、
0:03:24	6ポツ、参考資料として、資料の構成をしております。
0:03:28	これらについて説明をさせていただきます。
0:03:31	ページをめくっていただきまして、2ページ目、1ポツはじめにとしまして、玄海原子力発電所3号機抽出オリフィス回り弁配管取替工事については、
0:03:41	新規制基準施行前に、工事計画認可申請を行っております、平成24年2月9日に、すでに認可を受けているものになっております。
0:03:52	なお本工事については、工場製作開始前であり、工事未着手の状態となっております。
0:03:59	新規制基準に対しては、取りかえ前の弁及び配管にて設置変更許可、工事計画認可を受けており、適合性確認検査及び使用前検査を受検し希望を確認している箇所となっております。
0:04:14	今回については、取りかえ予定の弁及び配管について、新規制基準施行以降に追加変更された要求事項に対する適合性を示すため、令和4年11月、この下に設置及び工事計画変更認可申請を実施したものとなっております。
0:04:33	ページをめくっていただきまして、2ポツで抽出オリフィスつまり弁配管取替工事の概要としまして、今回の取替工事の概要についてご説明いたします。
0:04:44	今回の工事につきましては、抽出ラインのうち、抽出オリフィス周りに使用している差し込み溶接式感知器については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	突合せ溶接式管継ぎ手のものと比較すると、応力集中を受けやすい形状となっています。ですので溶接継ぎ手構造の改善による信頼性向上の目的から、以下の工事を実施するものとなっています。
0:05:06	工事の内容としましては、以下の四つとなっております①として、
0:05:11	配管及び弁の溶接箇所を差し込み横切式の管継ぎ手から突合せ溶接式の管継ぎ手に変更するものです。
0:05:21	②としまして、配管分岐点のうち、差し込み横切を使っている箇所を突合せ溶接へ変更するために、T継ぎ手を追設いたします。
0:05:31	③として、上記の管仕田の変更にあわせて、配管の材料を指す 304 Kから、炭素含有量を制限した、冊 316kに変更することにより、タイ応力腐食割れ性の向上を図るものです。
0:05:47	また④としましては、
0:05:52	3次との変更に合わせてし、化学体積制御設備の止め弁、3VCS-05のAとBとCについて、弁箱の厚さを変更した弁へ取りかえを行うものです。
0:06:06	申請範囲としましては、炉規則別表2条の原子炉冷却系統施設、蒸気度に係るものを除く8、化学体積制御設備の(6)主要弁としまして、
0:06:18	3部イシイS005のAとBとC、(7)主配管としまして、
0:06:24	3BCS008年から停止日再整理ラッキー
0:06:30	の配管と、3部イシイS005ABCから、
0:06:35	格納容器貫通部、CVパツ分、貫通部貫通番号436までの配管の取りかえの、
0:06:44	工事、工事となっております。
0:06:47	詳細な範囲につきましては次のページの
0:06:52	はい。取替工事の概要2分の2のページに示してます通り、
0:07:00	詳細のラインにつきましてはこちらで図示してます
0:07:04	赤字で示しております弁及び配管のご理解を行うものとなっております。こちらについて今回申請を
0:07:11	いたしております。
0:07:16	またページを1枚めくっていただきまして3ポツ、設計及び工事計画変更認可申請の内容について、
0:07:23	5ページですけども、今回の取りかえ予定の弁及び配管に係る設計及び工事計画変更認可申請の内容については、以下に示している通りとなっております。
0:07:35	まず

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:36	左側に表を書いております左側に本文記載事項で、右側にその、それに関する申請内容を書いております。
0:07:45	まず要目表についてですけども、こちらにつきましては、新規制前の認可を受けた内容から、弁及び配管の仕様構成について変更はありません。
0:07:56	続いて基本設計方針につきましては、新規制基準適合性コウニントウの基本設計方針を反映した最新の基本設計方針に変更するものとなっております。
0:08:08	こちらの新規制基準適合性コウニントウとしまして、※1を振っておりますけれども、
0:08:14	コミュニティの方、下の方に書いておりますが、新規制基準施行後に認可された、フジタ設工認の基本設計方針を含んだ内容を、今回基本設計方針の変更後に記載して、反映をいたしております。
0:08:28	続いて適用基準及び適用規格として、適用規格のうち、爪の適用年版を変更を行っております。
0:08:40	続いて工事の方法としましては、こちらはすでに委員会いただいている機器設計及び工事計画から内容について変更はございません。
0:08:50	申請前の申請には、ななかつた内容になってますので、そちらについては、本文記載事項として追加して、提出をしております。
0:09:01	続いての設計及び工事に係る品質マネジメントシステムにつきましても、同様に既設計及び工事計画からの変更はございません。
0:09:12	ページをめくっていただきまして、4ポツ、
0:09:16	設計及び工事計画変更認可申請に係る技術基準規則への適合性について、
0:09:23	と、説明して参ります。
0:09:26	こちら技術基準規則への適合のための設計方針を示しているものになってございます。なお各条文要求に対する設計方針につきましては、新規性基準工認等に許可ちゃって、
0:09:39	コウニントウ認可いただいている基本設計方針と同じとなっております。
0:09:44	表の構成としましては、左側に条文がありまして、
0:09:48	左から2列目のところに、新規性等にて追加された要求事項を記載してます。3列目に、本申請における適合性確認方針を示しまして、一番右の列に備考として、
0:10:02	今回の品に関する内容を記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:06	第4条から出てきますけども、第4条の設計基準対象施設の地盤としましては、申請時に、基準地震動Ssの策定が追加要求事項としてありまして、本申請における適合性確認方針としましては、既工事計画以降、
0:10:22	既工事計画の認可以降に要求事項変更が変更となっております、
0:10:26	申請対象内をする竹尾する地盤について適合性を確認していくものとしております。備考としましては、
0:10:34	今回基準地震動Ssについては、新規制基準工認から変更はございません。また、地盤能勢耐震設計方針についても、弱4601等に基づき、事実上更新であり、
0:10:45	新規制基準工認の時に、委員会いただいている内容から変更はございません。
0:10:51	説明している添付資料としましては、耐震性に関する説明書の中で、説明をいたしております。
0:10:58	続いて第5条の地震による損傷の防止につきまして、こちらも第4条と、内容同じく基準地震動Ssの策定が追加要求事項となっております。
0:11:08	で、
0:11:10	適合性の確認方針ですけども、既工事計画の認可以降に要求事項が変更となっております、ハタ適用する規格を既工事計画のJASMINEの20057からJASMINE2012に変更したため、改めて耐震評価を行って、適合性を確認するものとしております。
0:11:27	備考としましては、基準地震動Ssについては、新規制基準工認から変更がなく、機器の耐震設計方針については、適用規格の年版以外は、新規性基準工認から変更はございません。
0:11:40	こちらも、耐震性に関する説明書にて説明をいたしております。
0:11:45	第6条につきまして津波による損傷の防止ですが、こちら基準津波の策定が追加要求事項となっております、陳。
0:11:55	適合性確認方針としましては、申請対象について津波防護に係る審査基準適合性を確認します。
0:12:01	備考としまして、基準津波については、新規制から変更はございません。また、津波防護に係る設計についても、新規制基準工認から変更はないものとなっております。
0:12:12	こちらの点、こちらは添付資料の、かつ引用現象施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書にて説明をいたしております。
0:12:24	次のページに移っていただきまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:28	A4 発設計を、
0:12:32	技術基準規則への適合性についての 3 分の 2 になりますけども、
0:12:35	こちら、
0:12:37	第 7 条から、外部からの損傷、衝撃による損傷の防止としまして、追加要求事項としては、自然現象や人為による事象に対して適切な措置を講じる要求の追加が行われております。
0:12:50	こちらにつきましては、申請対象について、外部からの衝撃による損傷の防止に係る値基準、審査基準の適合性を確認する方針としております。
0:13:00	備考としましては、09 事象に対する防護設計については、新規制から変更はないものとなっております。
0:13:09	保育所については、転用減少施設の人減少等による損傷の防止に関する説明書にて説明を行っております。
0:13:16	続きまして第 9 条としまして、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止としまして、こちら不法な侵入等の防止に対する要求の追加が行われておりまして、確認方針としましては、申請対象を設置するエリアへの、
0:13:30	人の不法な侵入等の防止に係るし、審査基準の適合性を確認する方針としております。水防としましてこちら安心誘導の防止については、新規制基準工認から変更はないものとなっております。
0:13:43	添付としましては、安全設備及び重大事故等対処施設が使用される条件のもとにおける健全性に関する説明書にて説明を行っております。
0:13:53	続きまして第 1 条、第 11 条として、風による損傷の防止としまして、火災防護に係る審査基準の制定による火災防護に対する要求の明確化が追加要求事項となっておりますが、こちらにつきましては、申請対象について、火災防護に係る審査基準の適合者を確認する方針としております。
0:14:11	備考としましてこちら、火災防護に係る設計については、新規制基準工認から変更はないものとなっております。
0:14:19	資料としましては、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書にて説明を行っております。
0:14:27	次のページへ移っていただきまして、第 12 条、発電用減少施設内における溢水等による損傷の防止としまして、追加要求事項としましては、ない物に対する要求の追加が行われております。また、内部リティバックフィット、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:41	設工認における内容も追加要求事項として含まれております。
0:14:47	確認方針としましては、申請対象について、溢水防護に係る審査基準への適合性を確認する方針としております。備考としまして、インスイ防護に係る設計については、新規制基準工認、及び、
0:14:59	内部溢水バックフィット実工認から変更がないものとなっております。添付資料としましては、防護に関する説明書について、設置名称にて説明を行っております。
0:15:10	続いて第 13 条の安全避難通路等につきまして、こちら安全避難通路等に対する要求の追加が行われておりまして、確認方針としては、申請対象を設置するエリアの安全避難通路等について適合性を確認する方針としております。
0:15:25	備考としまして、安全避難通路等の設計については、新規制基準工認から変更はないものとなっております。
0:15:31	添付資料としましては、安全避難通路に関する説明書と、非常用照明に関する説明書でご説明しております。
0:15:40	続いて、第 17 条の材料及び構造につきまして、こちらにつきましては、新規制基準によって追加要求事項等はないものとなっております。
0:15:50	今回の本申請における適合性の管理方針としましては、工事計画の認可以降に要求事項に変更はないものの、評価に適用する規格を工事計画のJASMINE20057 からJASMINE2012 に変更したため、改めて強度、
0:16:06	強度評価を行い、適用性を確認するものとなっております。
0:16:11	変更としまして、強度計算の基本方針については、企業規格の年版以外は、新規性基準購入から変更はないものとなっております。
0:16:20	添付資料の強度に関する説明書にてご説明を行っております。
0:16:27	ページをめくっていただきまして、以上が適合性についての説明になります。
0:16:33	続いて、ページをめくっていただきまして、ポツの抽出オリフィスマリ弁済パン取替工事の主要工程を示しております。
0:16:41	今回申請を 11 月、2022 年度の 11 月 9 日に申請をいたしてございまして、現地工事としましては、20、2023 年度下期の
0:16:53	第 17 回定期事業者検査中に、現地工事を実施する計画と、計画としております。
0:17:03	パワーポイントのA、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:06	内容については以上になってまして、失礼しました続きましてページをめくっていただきまして、6 ポツ参考資料としまして、
0:17:13	ページをめくっていただきますと、要目表の抜粋を前、参考として付けております。
0:17:22	今回の要目表につきましては、先ほどの、
0:17:26	パワーポイントの中でも説明がありましたように、
0:17:32	申請前の既工認の内容から、要目表の内容に変更はございませんので、変更後にはすべて変更なしと記載しております。
0:17:40	また、変更前の内容につきましては、新規制基準によって、
0:17:45	その際、新規制基準工認の際に、記載を適正化した内容に、
0:17:50	適正化した記載と同じ額で記載しております。
0:18:00	PowerPointに関する説明は以上になっています。
0:18:07	続きまして、補足説明資料のご説明に移っていきたくと思います。
0:18:20	引き続き、補足説明資料のご説明に移って参りたいと思いますが、よろしかったでしょうか。
0:18:27	はい。続けて結構です。
0:18:29	はい、承知いたしました。では続きまして、続けてご説明資料の、
0:18:33	説明に入って参ります。
0:18:39	ご説明は不要ですので簡潔に、主要点の論点、
0:18:44	となりそうなところをちょっとピックアップしてご説明いただければ結構ですので、以上、述べさせていただきます。
0:18:51	わかりました。了解します。
0:18:54	本当になりそうなところだけピックアップしてご説明していきたくと思います。失礼しました。
0:19:00	では、補足説明資料ですけれども、まず、三森側利便配管取替工事の補足説明資料としまして、ページをめくっていただきますと、目次をつけております。
0:19:10	今回、提出している資料につきましては、五つございまして、まず1が適用条文等の整理について、2が添付書類の整理について、3 学校時の保護に関して、
0:19:21	4 が編、今回の変更認可申請の手続きについて、午後、
0:19:26	エース新規性基準大綱前後における耐震強度評価のについて、
0:19:32	となっておりますが、この中で適合条文と、
0:19:35	まず、補足説明資料1ですけれども、適用条文等の整備について説明をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:42	中身につきましては、ページを、補足の 1-2 から、
0:19:48	両条文の
0:19:50	今日、
0:19:51	そういった表をつけておりますが、そちらの内容、パワーポイントで、適用条文の方載せて、説明してございますので、内容につきまして、疑義等ございましたら、後程コメントいただけたら良いかと思っております。
0:20:07	特に議論となるような内容はないものかと思っております。
0:20:14	続きまして、補足説明資料 2 の説明に入りたいと思っておりますが、
0:20:19	こちらは、添付する書類で整理した資料になっております。
0:20:26	こちらは、補足の 1 で適応
0:20:31	適用を様とした条文に対して必要な添付書類について整理したものになっております。
0:20:38	下で整理したものを表 1 としてまとめてございますので、こちらの内容につきましても、特に議論になるようなものはないかと思っておりますので、
0:20:48	内容確認いただき、
0:20:52	疑義等ございましたらコメントいただけたらと思っております。
0:20:56	続きまして、補足説明資料の 3 の説明ですけれども、こちらは工事の方法に関する補足説明資料となつてまして、
0:21:04	本文記載事項の工事の方法、
0:21:07	その中で、今回の工事に該当するものを、該当する箇所について、マーキングしたものを添付します。
0:21:17	資料の中につけてございます。
0:21:21	こちらも、特に議論となるような内容はないかと。
0:21:26	思っておりますので、内容について、技術がございましたらコメントいただけたらと思っております。
0:21:32	これ
0:21:36	続きまして、補足説明資料の 4 になりますけれども、こちらは今回の
0:21:43	予定が、新規制基準施行前、認可いただいた内容に関する変更認可手続きということで、
0:21:53	この手続きに至った経緯というか内容について、
0:21:57	整理したものになってございます。
0:22:00	形で、スズキについて、
0:22:03	資料の中で 2 ポツの方で炉規法に基づく手続きについてと、3 ポツの方で人事法に基づく基づく手続きについてとしてまとめてございます。まず 2 ポツの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:13	炉規法に基づく事業についてご説明をしていきたいと思ひます。
0:22:17	今回の
0:22:21	申請内容についてですけれども、既工認申請では、緊急で新規制基準施行に伴い、追加されてます基本設計方針及び検査制度の見直しに伴い、追加した品質マネジメントシステムの記載がないため、
0:22:33	新規制基準及び検査制度見直しにより追加変更となった要求事項の適合性を確認する必要があるものと認識しております。また、a. 今回適用規格の年版を既工認申請から変更するため、こちらについても、改めて適合性を確認する必要があるものと思っております。
0:22:52	従ひまして、手続きについては、以降に示している通り、関係法令等の内容を踏まえて、設計及び工事の計画の変更認可申請を実施することといたしました。
0:23:03	まず、今回の品の変更を持つとなる申請については、2ポツ1の既工認申請について書いてますけれども、新規制基準施行前に、
0:23:14	今回いただいた内容は電気事業法に基づく認可申請になっておりましたけれども、電気事業法の付則の第42条第1項には、経過措置として、
0:23:25	現に電気事業法にて工事計画の認可がされている場合は、炉規法に定義がされているものとみなす旨が記載されています。また、同規則の付則15条の規定によって、原子力保安省令の規定によって、した手続きについては、新实用
0:23:40	同規則の相当の規定によりしたとみなす旨が記載されていますので、今回の変更認可の変更求める申請については、
0:23:50	キョウデンのみなし認可、
0:23:52	がある状態となっているので、そちらが、
0:23:55	今回の変更ごとの、
0:23:56	申請になるものと認識しております。
0:24:02	次のページに、付則の抜粋版を持っております。
0:24:07	続きまして、2ポツ2としまして、今回の辺、今回引き続きとして編入を選択した整理につきまして、整理しております。2ポツに、本工事のステータスについてとしまして、今回の本工事につきましては、新規制基準施行時点のステータスを、
0:24:24	①の工事計画認可、②使用前検査申請、③使用前検査実施、④使用前検査完了後供用中
0:24:33	⑤新規制基準施行後の新規申請の五つに分類した場合に、本工事のステータスは、パワーポイントでもありましたように、工事計画認可は実

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	施済みでありますけども、使用前検査申請はまだ未実施の状態であるので、
0:24:47	ステータスは①に該当するものと考えてます。
0:24:51	従いまして、新規制施行に伴う手続きについて、
0:24:56	規制庁殿から出されてる
0:24:59	新規制施行に伴う手続き等についてにおいて、この①から③の段階のものにつきましては、(2)の手続きを、
0:25:07	④段階については3の手続き、⑤の段階についてはUの手続きを必要とすることをそれぞれ規定したものと理解していることから、変更時は、括弧2の手続きが必要であると考えております。
0:25:17	この(2)の手続きについては、次のページ、
0:25:21	移っていただきまして、
0:25:24	新規制施行に伴う手続き等について、として出されている資料の抜粋をつけております。この中で(2)の新規制施行時に施行し、検査中の質疑等について、
0:25:36	とありまして、新規制施行時点で使用前検査の実施の設備等については、工事計画変更認可手続き等により、新規制基準への適合性を確認後、改めて検査等を実施するものとなっております。
0:25:53	で、ページを1枚めくっていただきまして、2ポツ3の、
0:26:00	運航時の手続きについてとしまして、
0:26:02	以上から、今回の工事計画に係る手続きは炉規法に基づく新規の設計及び工事計画変更、
0:26:10	工事計画認可申請ではなく、既工認申請における認可内容からの追加変更箇所に対して行う設計及び工事計画変更認可申請といたしました。
0:26:23	03と図の電気事業法に基づく手続きについてですけども、こちら電気事業法に基づく工事計画の手続き対象となる工事については、飲食発電工作物の保安に関する命令の別表第1及び別表第3に規定されていますが、
0:26:37	今回の工事計画の変更は、基本的方針の変更品質マネジメントシステムの記載の追加適用規格のメンバー変更となっております、今回の工事計画の変更は、
0:26:49	芳名の別表第1及び別表第3には該当しないため、工事計画の認可または事前届け出を要するものには該当しません。
0:26:57	一方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:59	今回の工事計画の変更のうち、適用規格のメンバー変更につきましては、
0:27:04	本命令の別表第 2 に規定されている工事計画書の記載事項の変更に該当するため、電気事業法第 47 条第 5 項に基づき、工事計画の軽微変更届け出を、
0:27:16	行うものと考え、について手続きを行っております。
0:27:24	補足説明資料については以上になっております。
0:27:27	続きまして、補足説明資料の、としまして新規制基準施行前後における耐震強度評価についてですけども、
0:27:35	1 ポツとしまして、
0:27:37	耐震設計の基本方針示し、示しておりますが、こちら新規制基準の内容から変更がないといった記載になってございます。
0:27:45	2 ポツとして、耐震強度評価条件の変更内容を示してございますが、
0:27:52	今回の申請範囲の耐震強度評価の適用規格について、基本においては瀬野設計建設規格 2005、2007 年版を使用しましたが、本市選定は、
0:28:03	設計建設規格の 2012 年版値元材料規格 2012 版での評価を実施しております。
0:28:11	また、耐震評価の基準地震動については、既工認では、提出エスワン地震動、
0:28:16	を使用しておりましたが、本申請では、申請でのSD地震動での評価を実施いたしております。
0:28:24	それらの
0:28:26	評価の差異につきましては、下表に示している通りになってございます。
0:28:33	土岐金。左から 2 列目の、2 列目が既工認の欄になってまして、左から 3 列目が、本申請での負担になってまして評価条件と評価結果について、
0:28:45	を示してございます。
0:28:51	こちらで示されてますけども、評価条件の変更に伴う評価結果への影響につきましては、
0:28:57	どちらも影響度に関しましては、
0:29:01	夏目編、二つ目の企画変更のみの影響分となっており、発生値許容値の相関に大きな差はないものとなっております。
0:29:09	一方耐震評価につきましては、地震動増大の影響もあって、発生値が大きくなっているもの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:17	もごさいますけども、評価基準値自体は満足しているため今回の評価で問題がないことを確認してごさいます。
0:29:26	詰めの規格の変更について、変更、二つ目の規格変更によって変わった内容につきましては、以降の参考1と参考に、
0:29:38	技術評価書を添付してごさいます、この中で、赤尾で囲った内容、赤字、赤線で示した内容が、今回、関係している箇所を、
0:29:48	示してごさいますのでそちらを確認していただける。
0:29:52	だと思ひます。
0:29:56	補足説明資料につきましてはの説明は以上になります。
0:30:05	はい、原子炉規制庁島山です。ご説明ありがとうございます。では、今ご説明いただいた内容等に含めて、事実確認進めていきたいと思ひます。
0:30:16	まずちょっと1点。
0:30:19	資料の、
0:30:21	まずタイトルのところで確認したいんですけども、今、玄海原子力発電所3号機辻田オフィス周り弁配管取替工事って今資料になっているように、
0:30:33	見受けられますけども、この
0:30:35	取りかえってというのは、
0:30:40	私の認識だと今回、改造工事に、
0:30:43	相当するんだらうとその実用炉規則の記載と顔に照らせば、そのように認識をしているんですけども、
0:30:51	ちょっと理解とした意図を確認してよろしいでしょうか。
0:30:57	あ、九州電力の松尾よろしいですか。
0:31:01	九州電力の松本です。はい。
0:31:04	おっしゃる通り今回の工事につきましては、法令上改造工事であることは十分認識しております。社内の
0:31:14	工事件名の取り扱いとしまして、今回の工事につきまして取りかえ工事、
0:31:19	配管を取りかえるだけの、
0:31:21	工事というふうな、
0:31:22	整理してごさいますので、行使件名の名称としまして取りかえ工事を使っている次第でごさいます。
0:31:32	池尻規制庁以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:34	原子炉規制庁畠山です。ちょっと1点お願いをしたいのは、今回、今取替工事と記載をして、
0:31:41	申請に係る概要であったり、補足ということで、ご提出いただいておりますけども、もともと説明している申請の内容というのは、炉規則、
0:31:52	実用炉規則に即した申請だと認識しております。ですので、原則としては実用炉規則に即したちょっと要望を使っていたらいいと思っております。今のその取替工事っていう、
0:32:06	用語についてはその設工認手続きガイド中だと、いわゆる届け出のレベルのもの、本当にその材料とか何かを変えるというものではなくって、
0:32:23	本当の取りかえという意味でのその取替工事だと認識してて、今回はその突合せ溶接を行うというか、
0:32:32	これも申請がなされてるへん人、前の段階認可されているものですけども、差し込み横切から突合せ溶接に変えるであったり、
0:32:43	サトウ 304 を 316 に変えるとかそういうふうな、改造に当たる手続きがなされている内容の変認申請でございますので、要望適切に、
0:32:54	使い分けていただければなというのがまず1点お願いでございます。九州電力、こちらの件名の修正はお願いできますか。
0:33:06	九州電力のイケダでございます。
0:33:10	今、
0:33:13	おっしゃっていただいたこと十分理解はしているんですけども、こちらどちらかと言いますと、先ほど松本の方も、工事の名称と言いましたけれども
0:33:25	どちらかと固有名詞に近いようなものだというふうにならなくて我々とならえておまして、
0:33:34	例えば、こちらをですね、
0:33:36	弁、はい。
0:33:38	改造工事と、
0:33:39	いうふうな、ちょっと名称を使ってしまうと、ちょっと改造という名前だと、
0:33:49	何て言うんすかね。社内、
0:33:51	含めて、社外の方に説明する場合もですね、改造というちょっと
0:33:59	少しニュアンスが違って来るか。もちろん今回、6票。
0:34:04	規則的には改造というのは十分認識してるんですけども、
0:34:09	改造というと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:13	配管を改造する弁を改造する。
0:34:16	ちょっと一般の方受け取り方が少し違うかなというところもありますし、これまで社内においてもですね、当然、法令上は改造ですけども、社内名称としては取りかえを使ってきたと。
0:34:31	ということもございまして、ちょっと、
0:34:34	こちらといたしましてはこのまま取りかえていきたいなあという。
0:34:40	ところもあるんですけども、
0:34:42	ちょっとそ、その辺り、やはりここはもう、
0:34:51	退蔵に当たるのだから、改造にすべきという。
0:34:55	ところでございましょうかというところが、ちょっとご相談なんですけれども、いかがでしょうか。
0:35:01	原子力規制庁の畠山です。一応
0:35:05	私どもの認識としては、
0:35:10	大前提として先ほど申し上げたことの繰り返しになってしまいますけども、炉規則の申請に当たるもの、補足であったり、その概要のご説明でございまして、
0:35:22	こちらカラー
0:35:25	その要望とかを確認するにあたっては、
0:35:29	法令上に基づいた用語を使っていたきたいというのが、こちらとしての意図でございます。他方、
0:35:37	今、ご趣旨として念頭に挙げられていたのは、
0:35:41	規制側、要は規制庁にご説明をするというよりは、一般の方々に理解をいただくのに、九州電力としては、
0:35:52	取りかえ工事という用語をわかりやすさの観点で使ってらっしゃるというふうにとめました。で、
0:36:00	そういう意味で申し上げますと
0:36:03	規制側には、やはり法令上に基づいた用語を使っていたきたいと思っておりますけども、一般の方々にその取替工事という
0:36:13	わかりやすいの観点で使う分にはその規制側に提出されるものとは別として、それを使うのはす。
0:36:21	こちらが
0:36:23	とはバック、止めるようなものではないと思いますので、そういった使い分けをされるということは、
0:36:30	ご検討いただければと思うんですけどもその規制側にはちゃんとその

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:35	法令に基づいた用を使うように、それ以外の一般広報として出される場合はそのわかりやすさの観点で、表現を一部見直すということはあり得るのではないのかなと思うんですけども、その観点はいかがお考えでしょうか。
0:36:52	九州電力の池田でございます。
0:36:57	先ほど一般の方というお話も、
0:37:01	ありましたけれども、
0:37:03	こちら例えば今日のこのヒアリング等々、資料がですね公表されますので、自治体の方とかですね、よくご覧になられてますので、
0:37:16	そこで改造の工事、改造工事という資料がですね、申す。
0:37:22	この時点で、先方にはちょっとインプットされてしまうような状況になりますので、
0:37:29	ちょっと我々としては、
0:37:31	ここは使い分けというよりは、統一をしてですね取替工事という、固有名詞として使っていきたいなというところであるんですけども、
0:37:43	一方で今おっしゃっていただいたような、まずその歩法律による手続きをしている。
0:37:50	いうところもあるので、
0:37:53	例えば、ちょっと折衷案というのも変ですけども、取りかえ工事、どうしてももう記載する必要があるというのであればそのあとに括弧書きで改造の工事というような、
0:38:06	記載ぶり等も考えさせていただきたいなと思うんですけども、
0:38:12	ちょっとそのような対応でも問題ないでしょうかいかがでしょうか。
0:38:16	原子炉規制庁畠山です。
0:38:21	気になさってる点は何となく理解はしました。で、
0:38:26	基本その取替工事であったりその改造工事という言葉に関しては、ご提案があったところで、
0:38:37	ある程度その
0:38:39	移動したいところは理解できます例えばその、
0:38:45	法令の大枠の話をすれば抽出オリフィスII裏面配管の
0:38:51	変更の工事というふうな形であったり、表現ぶりはその改造を用いなくとも、法令に倣う。
0:39:00	表現の仕方っていうのは、
0:39:02	あり得ると思いますのでそこは一度ご検討いただけますか。
0:39:09	ちょっとちょっとお待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:27	すいません。とも申し上げ以上になります。ご検討、コメントあればお願いします。
0:39:35	九州電力の池田でございます。そうですねアノベ。別の言い方も含めて、ちょっとこちらでどうするかというのは、もう一度ちょっと、
0:39:47	考えさせていただきたいと思います。以上になります。
0:39:52	はい。原子力規制庁の畠山です。1度ご検討いただければと思います。今申し上げた通り
0:40:00	抽出オリフィスつまり弁配管の変更の工事であれば、法令上の言葉にも即してますし、かつ
0:40:08	改造という言葉をやっと一般との、一般といいますか
0:40:14	他の読み手の方々、
0:40:16	との兼ね合いで、ご懸念があるようでしたら、そういう表現をされても良いのかなとは、
0:40:23	思いました。ただそもそもその通り、変更の工事っていうもの、2、
0:40:29	疑義があるということであれば、また改めて表現の方はですね、主九州電力の方でですね、ご検討いただければと思います。ただ原則としては法令に倣った要望、或いは、
0:40:45	法令による誤解を生じるような、用を使わないことですかね。
0:40:50	を心がけていただければと思います。
0:40:56	九州電力池田でございます。承知いたしました。
0:41:03	少々お待ちください。
0:42:32	原子力規制庁ハタケヤマですすみませんお待たせしました。ではちょっとまた、中身の方について確認を進めたいと思います。
0:42:41	衛藤。
0:42:43	ちょっとまず1点確認をさせていただきたいのか、概要パワーポイント説明資料の、
0:42:50	2ページのところですね。
0:42:54	はじめにのところで、3行目ぐらいですか。なお、本工事については、工場製作開始前であり、
0:43:03	工事未着手の状態であると、今ご説明があるかと思えます。で、この工事未着手の状態っていうのはちょっとどういったことを指すのかというのをちょっと、
0:43:13	具体的にご説明をいただきたいと思っております。で、ご説明いただきたい内容については、
0:43:22	今、申請書はお手元にありますでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:33	はい。手元に申請書を準備してございます。はい、ありがとうございます。申請者のですね。
0:43:39	本文の中で、
0:43:42	(3)146 ページですかね、ここのところで、
0:43:48	工事の手順と使用前事業者検査のフローというものがあるかと思えます。この中で、材料を入手するだとか、加工するとか、
0:43:59	ハタ組み立てるで検査をするっていうふうな流れ、ちょっと多少はしよりましたけども、そういうふうな製作工場から発電所までの流れが書かれているかと思えます。で、今おっしゃっているその工事未着手というのは、このどの段階、
0:44:13	未着手とされているのか、ちょっとご説明いただけますか。
0:44:23	九州電力の峰松です。
0:44:26	江藤先ほどの運転についてご説明させていただければと思います。今回の状態はですね、
0:44:34	工認の認可はいただいておりますがまだ工場製作を開始していない状況でして、かつ使用前検査も未申請状態であります。
0:44:44	なのでこのフローに入る前の断面、
0:44:47	というふうな形でとらえていただければと思っております。以上になります。
0:44:53	原子炉規制庁畠山です。となりますと、この材料入手の前、要は材料の入手すら行ってないという理解でよろしいですかね。
0:45:06	はい。九州電力の峰松で探し認識で問題ございません。原子炉規制庁畠山です。はい。
0:45:14	未着手の意味合いについては承知いたしましてありがとうございます。
0:45:23	はい、では、次の確認に移りたいと思います。資料概要パワーポイントの3ページをお願いします。
0:45:35	これはちょっと、
0:45:37	申請の分に野本申請の内容についてちょっと確認をしたいんですけれども、
0:45:43	この
0:45:44	配管及び弁の取り、溶接箇所の差し込み溶接部次、
0:45:49	巻継ぎ手から突合せに変更するという、この①番のこの絵は、工事の概要、
0:45:56	でございますけども、この差し込みから突合せ溶接に変更するというのはこれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:03	SCC対策による変更という理解でよろしいですか。
0:46:09	ちょっとすいません。どういうふうな意図を持って変更させるのかなと、おそらくその差し込み溶接部のところに酸素が入るとかそういったことで、
0:46:19	SCB、新居、
0:46:22	なる要因となるから、次、突合せにするってということなのかなと思うんですけども、ちょっと意味合いをご説明いただけると、
0:46:33	はい。九州電力の峰松です。先ほど、
0:46:37	質問があったところに関しましては、こちらですね差し込み溶接、
0:46:43	あと、突合せ溶接のところ、応力集中がですね、突合せ溶接のものと比較しますと、差し込み溶接のほうが応力集中を受けやすいものとなっておりますのでその応力改善という観点で、こちら今回変更させていただくものとなっております。以上です。
0:47:03	原子力規制庁ハタケます。すいません。応力集中さ、上の方でご説明ありましたね。失礼いたしました。これはSCC対策とは無関係ということではよろしいですか。
0:47:13	はい応力集中の観点で取りかえさせていただくものになります。
0:47:18	わかりました。ありがとうございます。
0:47:22	これで承知しました。ありがとうございます。で、次確認をしたいのが④番のところで、弁箱を変更した弁へ取りかえを行いますということが、
0:47:33	あるかと思うんですけども、
0:47:35	この便酪農、変更理由をご説明いただいてよろしいですか。
0:47:44	はい。九州電力の峰松です。弁箱、原爆の厚さ等が変更になっているんですけども、そちらですね、辨野メーカーの製造方法が変更になったものに、
0:47:56	伴いまして、江藤田澤の方が変更になっておりまして、設計上の意図は何もないような形になっております。以上です。
0:48:07	原子力規制庁ハタ秋山です。ご説明承知いたしました。弁この
0:48:15	寸法の変更というのは、
0:48:18	これは実際にそのす。
0:48:21	大きくした意図ってというのはどういう意図なんでしょうか。
0:48:28	九州電力の峰松です。大きくしたいと、というよりはですね製造の方法の方が、元の、
0:48:37	●●(非開示情報)からですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:40	●●(非開示情報)の方へ変更になっておりましてその政策に伴う変更のものになっております。
0:48:48	原子炉規制庁畠山です。製作工程によってちょっと違いが出てることですかね。理解いたしました実際のサイズも変更しているということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:49:07	原子力規制庁ハタケヤマです。では次の確認事項に移りたいと思います。
0:49:14	衛藤。
0:49:15	5 ページのところ、今回変更する内容で、適用基準及び適用規格が、二つ目の適用メンバーの変更を行いますということが、衛藤。
0:49:26	書かれていらっしゃるかと思います。で、実際の適用規格適用基準、申請書の方で確認をしますと、
0:49:34	例えば設計建設規格が 20052007 年版から 2012 年版に変えますというふうな手続きをなさっているものと承知をしております。
0:49:44	で、この申請ちょっと確認をしますとですね、20052007 年版を従前使っていたものを、
0:49:51	削除する。
0:49:53	ように、
0:49:54	見えるんですけども、要はその
0:49:58	従前使っておりましたその規格を、
0:50:02	削除して、
0:50:04	2012 年新しい規格を適用させるということに今、西條している意図についてちょっとご説明をいただいでよろしいですか。
0:50:20	九州電力松本です。申請書上、適用規格基準のところ 20057 から 2012 に変更したように記載をしているんですけども、
0:50:32	削除をする意図は、こちらではございません。
0:50:39	申請所長こ消えてることがご削除。
0:50:42	のように見えるという。
0:50:47	内容でよかった。
0:50:48	内容ということでしょうか。ちょっとすみません確認やって申し訳ないですけど、原子力規制庁ハタケヤマです。はい。今記載上はそのように見受けられると思っております。具体的には、
0:51:00	例えば申請書上の(3)の 123 ページをお開きいただけますか。
0:51:06	それからちょっとお声掛けお願いします。
0:51:08	はい。括弧 323 ページ目、開いております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:12	はい。今、ありがとうございます。原子力センター竹山です。申請者の方を見させていただくと、JASメス、Nbワン 2007、
0:51:22	溶接規格というものが変更前にあるかと思えます。で、右側の方に変更後という記載があって、JASMINESNPワン、2012、2013 と。
0:51:34	いう形で、溶接規格が書かれているものでございます。ここの変更後において、2007 年版は記載がないというふうな現状だと認識しております、
0:51:44	ちょっとこの意図について確認したいというのがまず趣旨です。
0:51:49	ちょっと主九州電力としての申請書の書き方も含めてですね、どういう意図を持って、
0:51:56	記載をいただいているのかということをおそらく、まずはご説明いただきたいというところではございます。
0:52:03	九州電力の松本です。
0:52:05	すいません。(3)の 123 ページについてですけども、こちら最初の、
0:52:12	頭の上の方にですね今回、本工事計画において適用する適用基準及び適用規格に限るということで書いてございまして、ですので今回変更後としては今回の工事で適用する規格のみを書いているものと、
0:52:26	いうふうに整理をしております。ですので 20057 は別に削除したわけではなくて、今回、工事に適用するものではないので、ここには記載をしていないという、
0:52:37	経緯になってございます。
0:52:42	原子炉規制庁畠山です。まず意図については理解をしました。
0:52:48	今、
0:52:49	申請書に書かれておりますこの第
0:52:52	1 章の現 0 の共通項目って記載されているところの変更前変更後っていうのは、
0:52:59	適用規格、九州電力として、現 0 の共通項目に記載をしているすべての規格を記載しているわけではなくて、今回の工事において適用するものだけを抜粋して、
0:53:12	出しているんですけど、そのイトウ
0:53:17	が今、記載をされているということで理解は、まずあってますでしょうか。
0:53:24	はい、ご認識の九州電力の松本です。はい、ご認識の通りで問題ございません。
0:53:31	はい。まずそのご説明聞いて、何となくイトウは理解はできました。で、
0:53:37	他方ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:40	その横に、
0:53:42	変更後の適用基準及び適用規格は、平成 29 年 8 月 25 日付で認可された工事計画と同じであるって記載がありますけども、
0:53:53	変更後の清木調べてきよった国、
0:53:56	溶接局の 2012 だった 2013 年版って記載がありましたでしょうか。
0:54:04	そこと後、
0:54:06	そごが出ているように思うんですけども、ちょっとそこをご説明いただけますか。
0:54:21	九州電力の松本です。
0:54:25	新規の時にも、記載のあった内容、
0:54:28	になってございますので、ここで新規性基準からまた新たに追加した内容というものは無いという認識でございます。
0:54:39	原子炉規制庁、庄司これ。
0:54:42	ごめん。ちょっと今、勘違いしましたけども、
0:54:45	投信規制の時から追加をしていたって理解で合ってますか。
0:54:52	九州電力松本です。はい。誤認識で問題ない。
0:54:56	すいませんちょっと今私がちょっと勘違いをしておりました。
0:55:01	なるほど。あくまで今回提示していらっしゃるのは、適応基準適用規格は
0:55:10	この
0:55:11	日工事計画と 2000 平成 24 年の間において適用するとしていた企画を、あくまで列挙していたものです。変更前においても、変更後においては
0:55:23	平成 29 年で認可した新規性基準の工認で適用するとしたもののうち、
0:55:31	今回適用するものだけを列挙しているんですという立て付けですね。
0:55:38	九州電力松本です。はい。そういった立て付けになってございます。
0:55:44	まず趣旨は理解はできましたけれども、ちょっとその御説明というものをですね、
0:55:51	ちょっとたてつけはちょっとご説明を聞かないとわからないような内容だったと、ちょっと。
0:55:56	私はちょっと認識してて、そういった意味ではちょっと補足のほうにですね、意味合いを含めてですね、ちょっと充実化をいただきたいと思っております。具体的には
0:56:09	あくまで今回始めて 2012 年版とかを適用させるわけではなくて、従前の平成 29 年の新規制の工事計画において適用するとしていた。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:23	2012年版の設計建設規格を選択した。
0:56:30	というふうなことがですね、わかるようにですね、要は今回新たにその適用規格を追加したわけではありませんということ。
0:56:37	ちょっとわかるようにご説明いただけますか。
0:56:40	その上で今回適用規格適用基準に申請を記載されているのは、今回適用させるものだけを列挙しているんですというちょっとその位置付けをわかるように記載していただければと思います。補足の方でお願いします。
0:56:55	九州電力の松本です。
0:56:59	お話いただいた内容を理解しました。
0:57:03	規格の変更という内容が、新たに新規で追加する規格ではなくて、従前投信規制の時にもうすでに認可いただいている内容のものをただ書いてるだけという、
0:57:15	そういった内容が見えるような形で、補足の方を修正、充実化していこうと思います。
0:57:23	以上です。
0:57:24	はい。原子炉規制庁、島山です。ではそれがわかるように記載は充実化いただければと思います。ちょっとこれ、音のため確認させていただきたいんですけども、衛藤新規製の段階において、
0:57:40	この
0:57:41	今、糸井。
0:57:45	要目表上のまだ突合せ溶接になっていないこの場所というのは、2012を適用して、耐震強度評価されているのか或いは、
0:57:57	従前の20052007年版を用いて、
0:58:02	耐震強度の評価がなされていたのか、ちょっとそこがご説明いただいてよろしいですか。新規制に、
0:58:12	の段階のその工事を、
0:58:16	取りかえ工事といいます改造工事を行う前の段階の配管の部位をちょっとどういうふうに評価されているのか、そこをご説明をお願いします。
0:58:27	九州電力の松本です。新規整理の昆におきましては、20057の規格での、
0:58:35	を使用しております。
0:58:40	以上になります。
0:58:44	はい。原子炉規制庁、島山です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:47	20052007 年版を適用していたということで、承知しました。ちなみにこれ、2012 年も適用した実績っていうのは、
0:58:57	この発電所単位では、ルートを理解してよろしいですかそれとも。
0:59:03	記載をしていたけども適用実績がないということでしょうか。ちょっとそこをご説明いただけますか。
0:59:10	九州電力の松本です。こちら 2012、
0:59:14	等につきましては、新規制の時から入れてはいるものではあるんですけども、適用した実績としましては、玄海の●●(非開示情報)や緊対棟の設置工事、
0:59:25	等が、等においては 2012 年版を適用した実績がございます。
0:59:31	原子炉規制庁の関田イトウの前は何の工事だったかと聞き取れなかったなので、もう一度お願いします。
0:59:39	失礼いたしました九州電力、松本です。●●(非開示情報)になります。
0:59:50	●●(非開示情報)です。
0:59:53	原子炉規制庁畠山です。まずは承知いたしました。
1:00:10	ちょっとまずは適用基準適用規格についてですねちょっと補足の方で充実をいただくのと、あとは新規制の段階では
1:00:20	2012 年版を、
1:00:22	適用はないって理解でいいんですねよアノ議員。
1:00:26	原子、
1:00:29	黄色冷却材というか、
1:00:31	銀聯施設の範囲では、今のところの申請においてはないと理解はしました。
1:00:37	そういった意味でいうと、今回の工事の周辺の配管については、2000、今回の工事において、2012 年版を使って耐震評価を行う場所と、
1:00:50	20052007 年版を使って耐震評価を行う場所というのがいわゆる 2 種類の評価を行うことが、
1:00:59	部位が出てくると思うんですけども、どのように切り分けをなされるのか評価においてですね。
1:01:06	ちょっとそういった意味では
1:01:09	どこからが適用規格、2007 年版使って、20052007 番使っていて、2012 年はこっからですと、で、その切り分けはどのように評価されているのかということをご説明いただいでよろしいですか。
1:01:31	すいません少々お待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:36	すいませんお待たせしました九州電力の松本です。2012年版の適用の範囲につきましては、今回の工事の対象の範囲、
1:02:46	愛知モデルの範囲だけになってございます。それ以外の箇所につきましては、既存の2005名のものを使ってございます。
1:02:58	回答としては以上になります。はい、原子炉規制庁畠山です。
1:03:03	タイシントウでモデルを組まれるということですかね。それでそのモデルの範囲においては、
1:03:15	一体として、2012年版を使うと理解すればよろしいですか。
1:03:20	吸収できる松元です。はい、そう、その後理解で問題ございません。
1:03:28	はい、原子炉規制庁武山です。
1:03:31	評価としては理解はしましたね。
1:03:34	その工事をするにあたって、
1:03:40	実際工事をするにあたって、溶接規格であったり、
1:03:47	或いは、
1:03:49	この範囲、維持規格もですかね。
1:03:52	を適用するにあたってはその通りできると実際その
1:03:57	維持段階とかにおいて、どのように、
1:04:02	評価をされていくのかがちょっと確認をしたいんですけども。
1:04:06	これは
1:04:08	ちょっと、まずこれ、維持規格は今回変更してるんですけど。
1:04:12	1曲は、2012年版に変えるという理解でよろしいですか。
1:04:26	少々お待ちください。
1:04:38	これ特段、維持規格は書いてないんですかね。
1:04:51	九州電力の峰松ですと、維持規格を記載していない理由なんですけど、こちらの方ですね今回の設計の方に関しないので、適用規格として記載をしていないような状態になっております。
1:05:04	当然刑事事件等で見ていく際にはその維持規格等に基づいた対応を行っていくつもりです。以上です。
1:05:12	きっと。
1:05:15	はい。
1:05:17	承知をしますと、この
1:05:22	例えば
1:05:24	香田藤。
1:05:28	ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:44	低原子炉規制庁畠山です。
1:05:47	例えばその、
1:05:49	今回いただいております補足説明資料とかですと、
1:05:54	適用要否の判断で、申請対象からとにかく適用かどうかという観点で言えば例えばその供用期間中のものについても、
1:06:04	要求を使っている、適用ですよっていうことを例えば 18 条だったり 21 条とかそういうふうなところ、丸が使われていると認識しております。で、
1:06:14	これはその適用んだけども供用時、段階の運用の要求ですっていうものはその基本設計方針とかにも、おそらく登場されて、
1:06:23	記載されていらっしゃるものだと認識はしてはいるんですけども、そういう意味ではその維持規格っていうものも
1:06:30	要は申請の記載としてはあり得るものと認識をしていた。
1:06:36	私は認識してはいたんですけども、ちょっと九州電力としてのですね、資料の記載ですねその運用段階という意味でいうとその供用期間中のものってのは、
1:06:46	どのように記載を整理されているのか、そこをご説明いただけますでしょうか。
1:07:09	少々お待ちください。
1:07:13	はい、お願いします。
1:08:25	九州電力の松本です。
1:08:27	こちら、申請において書いてる内容については設計に関わるもののみを記載するものと認識していますので、従前の申請等においても、記載はしてなかったものかと。
1:08:38	思っております。
1:08:45	原子炉規制庁の畠山です。お考えとしては、
1:08:50	3 日はしつつ、これは
1:08:54	例えば今回、本文、申請者の本文中だと。
1:09:03	(3) の 84 とかですと、
1:09:07	この耐圧試験等という項目が 5、5 ポツ 4 にありますけども、この中で、
1:09:12	基本設計方針上に、
1:09:14	5 ポツ、
1:09:17	補正と括弧は 3-85 ですね。
1:09:21	のところで、漏えい試験は、維持規格等に従って実施しますということが更新上は述べられてますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:27	この場合において、その適用基準適用規格を記載するのは、
1:09:31	その工事のその一段階を記載せずに、
1:09:36	工事の
1:09:37	竣工までの、
1:09:41	適用基準適用規格っていう整理をされているっていうことでしょうかちょっとその基本設計方針で書く範囲と適用基準適用規格に書く範囲が何か、
1:09:50	ちょっとずれていいらっしゃるように感じるんですけどもその認識を、
1:09:55	どういう書き分けをされているのか、もう一度ご説明いただけますか。
1:10:26	すいません九州電力の関と申しますけれども、
1:10:37	はい。続けていただいて結構です。
1:10:40	よろしいですか。先ほども松本が申し上げました通り、維持規格はもう、
1:10:49	運用断面で適用するものと認識してございますので、
1:10:54	アノせその使う
1:10:57	設計上使うものではないので、公民が記載していないという認識でございます。先ほどのご質問で、基本設計方針と、
1:11:06	事業活動についても記載しているんじゃないかという趣旨でおっしゃったと思うんですけども、そちらについては
1:11:15	1時間という設計方針を記載しております。それは新規制基準の審査の関連で、
1:11:29	推論という、ご指導を前例の部分に伝えているというふうにございます。
1:11:39	救急亀裂、
1:11:41	削除憲法 21 条についても決算面で、
1:11:47	確認する事項ですが、そちらについても、基本設計方針に記載しているというふう認識してございます。以上になります。
1:11:58	吉尾規制庁畠山です。
1:12:02	今のご説明です。
1:12:04	と、
1:12:06	ちょっと新規制のときのやりとりっていうのもある程度あるかと思えますけども今回の申請の読み方としてちょっとどのような井戸までを含めるのかということはちょっとご説明いただきたいと。
1:12:19	思っていて、まず、自分はこう理解したというところだけ申し上げると、
1:12:24	あくまでその適用基準適用規格っていうもの、
1:12:28	時代には

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:30	この工事の計画において適用させる適用基準及び適用規格に限りますということが、ぜ、まずお題目として記載がされてますと、で、
1:12:41	ここの工事計画において適用するとしている意図については、あくまで工事着手から竣工までの間、
1:12:51	を指すということですか。
1:12:54	ちょっと、要は
1:12:56	ここで記載をしなければならないとしている整理は、ちょっとどの範囲までっていうのを、そうですね。
1:13:03	もう少し明確にしていっていただきたいんですけども。
1:13:06	そういった意味では
1:13:09	新規製の段階においては、当然ながら維持規格を記載はされていると認識していて、今回の個別の工事計画で記載をしなくていいとしたその読み方ですね。
1:13:22	そこはちょっと明確にご説明いただきたいと思ってます。
1:13:55	九州電力の松野です。今回の工認の範囲としましては、クールビズの着手完了というふうに認識してございますので、
1:14:08	その中で適用されるものについて、申請していただけると。
1:14:13	してございます。
1:14:15	整合につきましては新規制の内容について、
1:14:20	という理解です。
1:14:24	以上になります。
1:14:29	はい。原子力規制庁立松今のご説明ですと例えば漏えい試験というのは竣工前竣工後、どちらでやるんでしたでしょうか。
1:14:52	九州電力の取り換え部分に関しまして、確認をさせていただきます。以上です。
1:15:03	原子力規制庁を立てます。今のちよつとご説明だと、やはりちよつとこの工事計画の中で
1:15:11	維持規格が適用されないとする理由がちよつとやっぱ
1:15:15	やっぱりちよつと私には今、
1:15:17	理解が及ばないので、
1:15:19	よろしければ考え方ですねまず適用基準適用規格としているその記載。
1:15:27	何を書かなければならないのかということですね。ど、四国で九州電力の考えとしてですねちよつと、まずはちよつと書き起こしてもらって、ご説明をいただきたいと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:39	今、追加でご説明できる場所があればご説明いただきたいと思いますが、その考え方については、追ってまた資料等でもご提出いただければと思っております。今ご説明できるものがあればお願いします。
1:15:53	検討で確認します。ただ、規格に基づいて竣工前に、
1:16:06	設計ができるということにはさせていただくものでして、
1:16:11	企画の方が、
1:16:14	継続費と認識しております。以上になります。原子力規制庁ハタケです。どうもご説明何となく理解はできました。
1:16:23	竣工前の旧カシマへの耐圧試験においては、
1:16:28	設計建設規格に従って実施をします。で、竣工後における漏えい試験、
1:16:35	等においては、
1:16:37	維持規格に行くというふうな整理になっていて、そういった意味では竣工前に、維持規格を使うことはないという理解でよろしいですか。
1:16:53	停止させていただければと思っております。
1:16:59	原子力規制庁ハタケヤマすみませんちょっと音声がかき乱れてしまっているのもう一度ご発言いただいでよろしいでしょうか。
1:17:08	その部分に関しましてはまとめた形でご説明を資料として提示させていただければと思っております。
1:17:16	はい、原子炉規制庁畠山です。では資料の方でまたご徹すをお願いします。で、
1:17:23	それに加えて、1点確認をしたいのですが、この工事が間仮にその認可がおりて完了した際において、
1:17:35	維持規格は竣工後に維持規格を使うということになるかと思いますが、この維持規格は何年版を使われる予定なのかというのが、
1:17:46	ご説明できますでしょうか。
1:17:55	すみません九州電力の峰松です。そちらに関しましては合わせた形でご回答させていただければと思っております。
1:18:02	はい、原子炉規制庁畠山です。では、すみませんが合わせた形で、補足のほうでご説明いただければと思います。
1:18:29	原子炉規制庁畠山です。では、
1:18:34	今の適用基準適用規格のところであわせて確認をさせていただく。
1:18:39	そうですね、
1:18:44	申請書の方ですね、括弧3の123ページ、これ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:50	現0の共通項目の適用技術適用規格についてちょっと確認をさせていただきました。
1:18:58	この後ろの方に、共通項目の基準規格として、火災防護設備の適用基準規格を以下に示しますということで、
1:19:08	これは審査基準だけを引用している形の、
1:19:12	ものと認識しております。で、
1:19:16	今この
1:19:18	原理以外の運用ですねその適用基準適用規格は、火災防護設備だけ今記載が、
1:19:25	あるものと認識しております。他方その
1:19:29	基本設計方針上ですと、火災防護の話と別に、溢水の話も出ているように思っていて、この
1:19:40	共通項目で溢水は適用、
1:19:44	変更前後で変更ありとして、データほう素の溢水の項目は適用基準適用規格のところで出てこないとしている整理ですね、ちょっとここを、
1:19:54	ご説明いただいてよろしいでしょうか。適用するものがない。
1:20:00	ということで記載をしてなかったのか、単に記載が忘れていたのか、他の考えがあるのかちょっとご説明いただければと思います。
1:20:22	九州電力の松本です。
1:20:24	こちらですけども、火災の方については以前については以前についてないんじゃないということにつきましては、臼井の方については、適用規格基準載せるものがないということで記載忘れではなく、
1:20:38	適用されるものを、がなかったので載せないという整理になってございます。
1:20:43	はい。原子炉規制庁島山です。今回、適用基準適用規格としての整理はありつつも、
1:20:52	対象となる規格基準がなかったため、記載をしていないという整理ですかね。認識は理解できました。その場でもちょっとあわせて、
1:21:02	補足で充実化いただければと思います。
1:21:08	九州電力松元です。そこでの充実は承知いたしました。
1:21:25	原子炉規制庁島山です。
1:21:28	江藤。では次、加来に移りたいと思います。
1:21:35	すいません、確認を次行く前に、ちょっと質問事項1個戻って恐縮です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:42	概要ポイント説明資料の3ページちょっと御所、戻っていただければと思います。
1:21:54	3ページ先ほどご説明いただきました①だったり0203 ちょっとご説明いただかなかったですけどもこの①から④の
1:22:03	工事の内容ですね、もうすでに認可されております辺見野本の部分ですね。
1:22:10	その工事の概要の部分ですね例えば
1:22:16	実際どういうふうな変更を行っているのかっていうところがですね、今のこの概要パワーポイント説明資料だけだと、ちょっと具体的な
1:22:26	変更内容というのがちょっと見えてこないかなと思っていて、この説明をですね例えばもともとどうしていたのかっていうところを、
1:22:37	もう少し資料充実化をお願いをしたいと考えております。具体的に例えば
1:22:45	元申請
1:22:47	を、
1:22:49	ちょっとお待ちください。
1:22:56	先ほどちょっと申し上げたところかというと例えば④番のところ、現場コアとちょっと変更なさってらっしゃるかと思えますので、この現場小外さのその変更理由であったり、
1:23:17	この②番のところですかネコの突合せ溶接変更するため記事を数日しますってされていますけども具体的に今回の申請ですと、変更なしとなっている部分でございますので、
1:23:30	もともとどういうふうな構造だったのかっていうところがですね、わかるようにですね、C、
1:23:37	元申請或いは申請の段階で、添付されている要目表等あります、あるかと思えますので、現段階における構造がどのようになっているのかっていうところが、
1:23:52	変更前がわかるようにちょっと、
1:23:54	資料の充実化を、補足ベースで構いませんのでちょっと簡単にいただきたいと思っておりますが、ちょっとご対応お願いできますでしょうか。
1:24:06	九州電力の松本です。
1:24:13	おっしゃられる趣旨、理解しました。今回の変更認可においては変更箇所がないので変更なしとなっておりますけども、これが実際その
1:24:23	今回申請するとしたらどういったふうに変更になっているのかというのがわかるような形のものを補足でご用意させていただこうと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:32	貴重です。
1:24:35	はい、原子炉規制庁畠山です。はい。補足のほうで、変更前のものがちよっとわかるようにということでご理解いただいているかと思えますけどをやっていたらと思えます。
1:24:59	石津規制庁ハタケヤマです。
1:25:01	では衛藤次の確認事項に移りたいと思います。
1:25:10	補足説明資料の、
1:25:13	補足 1-3 ページをお願いします。
1:25:28	具体的に確認をしているのはちよっと十四条のところをちよっとフォーカスして確認をさせていただくんですけども、
1:25:35	理由の欄のところ、安全設備については、既工事計画、
1:25:41	おそらくこれ堆積工事計画を平成 24 年、
1:25:44	の工事と認識しております。この工事の計画の認可以降に要求事項が変更となっているが、
1:25:52	申請対象に係る要求事項には変更がなく、
1:25:58	既工事計画において適合性を確認していることから、申請対象外としますということがまず記載されていると認識してます。で、この申請対象に係る要求事項には変更がなくとされている部分ですねこの意味合いについて、
1:26:13	確認をしたいのですけれども、
1:26:17	実際その用務費、失礼しました。今回の申請の、
1:26:24	適用基準ではなくて、どう、
1:26:28	基本設計方針ですね、失礼しました、基本的方針上と見さしてもらおうと。
1:26:32	変更前後の部分でですね、記載の変更はなされているように思っていて、
1:26:39	そういった意味では基本設計方針上の変更はあるものと認識をしていたんですけども、この申請対象に係る要求事項の変更がないということですねちよっと具体的に、
1:26:50	どういうことを指しているのかということのご説明をいただきたいと思っています。
1:26:54	ちよっとそれは、15 条も共通かと思えますけども、
1:26:57	あわせてご説明をいただければと思えます。
1:27:06	東海林町長すいません少々お待ちください。
1:28:06	九州電力の峰松です。この比較表の変更前後をちよっと見にくい形となっているんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:13	変更、これ新规定の時に数にこちらの方の内容の方は認可していただいておりますのでその安全施設に関するところ、あそここのところの要求で何、認可していただいていたところから何も変更がないと。
1:28:27	いった意味で、対象ではあるんですけども、申請、
1:28:31	今回のそのデービーのそこに関するものには影響がないということにして、適用があるものの審査パスというふうに記載をさせていただいております。
1:28:51	原子炉規制庁の畠山です。
1:28:55	今ご説明いただいた内容としては、
1:29:00	この平成 1024 年段階の工事計画、
1:29:05	から、
1:29:08	一見その変更前後だけ見ると、何かしら要求事項が追加されたようにも見えるような感じにはなっているものの、
1:29:19	あくまで、
1:29:22	17 条 15 条としての要求事項の変更はないと、記載の変更があったとしても要求事項に変更がないと、で、
1:29:30	その要求事項が変更がないというところ、ここは新規制の段階で、説明、整理をしていって、それに倣った対応であるため十条、15 条、
1:29:44	が、頭としては今回はマルバツになると、ということです。
1:29:55	はい。すいません、九州電力の峰松です。10 条 15 条に関しては変更があるんですけども、今回この申請する範囲の対処の弁配管においてはですねその要求を受ける設備に該当しないため、
1:30:13	適用条文であるものの、すでに認可いただいておりますので、そちらでバツというふうにさせていただいております。
1:30:20	規制庁ハッタキャベツ、今、すでに認可されて、
1:30:24	いるっていうのは、
1:30:26	新規制の話をされてますかそれとも平成 24 年の時の変認元の工事計画を指してます。どちらでしょうか。
1:30:35	九州電力の峰松です。すいません。
1:30:38	平成 24 年の変更認可申請を委員会いただいていた時のことを、すみません。
1:30:45	行っておりました。なので今回対象新規制度が変わっているものの、そちらに関するところは変更がありませんで、平成 24 年に認可いただいている内容から要求は変わっ
1:30:57	今回の弁、配管に関するところは、要求の変更がありませんので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:02	申請としては負圧というふうに記載をさせていただいております。
1:31:09	ニシウラ規制庁ハタケます。
1:31:11	今のご説明は
1:31:14	法令上平成 24 年から新規制までの間で変更がないということですかね。
1:31:22	その十条 15 条に相当する。
1:31:26	条文が、
1:31:38	そうですね。九州電力の峰松です。説明が悪く申し訳ありません。平成 24 年の認可以降条文の方は変更になっているんですけども、その変更。
1:31:48	の影響を受けるものを今回耐震申請しておらず、元のところから何も影響を受けないところ、
1:31:55	ですので、条文としての変更あるんですけどもその適用を受けない。
1:32:02	いうものだと認識しております。
1:32:06	議事録成長できます。何となく、板井主査は理解しました。
1:32:12	ちょっとこちらも申し上げようと思ったのは 14 時 15 条で実際にその細かいところと言えば、変更はあるよねってことを申し上げようと思ってましたけども
1:32:20	今回の配管弁において適用される条文というよりは高単位っていうところと言えば、その単位で言えば変更はその要求事項、変わってませんよということを申し上げたかったということですかね。九州電力としては、
1:32:37	九州電力峰松です。そのご認識で問題ありません。理解はできました。ちょっとそれは
1:32:45	理解はしましたので、ちょっとまた適宜確認をさせていただいて、ここについてはコメント等ありましたらまた改めてヒアリング等でお伝えさせていただこうと思います。現段階においては、修正等は不要です。
1:33:10	ニシウラ規制庁ハタケヤマです。
1:33:13	本日ちょっと今回、私の方から確認したい点は以上とさせていただきます。
1:33:21	まずちょっと総則的に申し上げますと、今回申請書いただいております内容については、稟申性として新規制のもの取り込むということではございますけれども、
1:33:34	この申請自体は、あくまで新規制において行われた内容をただ取り込むという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:43	内容でございますので、技術的論点はないかなと認識しております。加えてその適用基準適用規格についても、変更するというところでございますけれども、
1:33:55	この適用基準適用規格自体も、
1:34:01	実績がちょっと確認をしたい部分は多少ありつつも、
1:34:06	申請段階でノミネートはされていたと企画自体は、
1:34:14	使われてい
1:34:16	使われている、適用するとしていた規格の中から選択をして、
1:34:23	2002、12年も使えますと、今回しているという意味では、
1:34:28	新たに企画を追加したわけではないということでまず認識をさせていただきました。
1:34:37	そういった意味では
1:34:38	今後、確認の観点としては技術的論点をさほど多くはない。
1:34:46	というよりは、基本的に技術的論点は、
1:34:49	現段階においては無いものと認識をした上で、その反映であったり、
1:34:58	イシイ予定材、或いはその
1:35:00	技術的論点がないとしている内容に事実誤認がないかといったところで、すね、をメインとして確認を進めたいと考えております。
1:35:09	ひとまず状況としては以上になります。で、ちょっと私から説明をさせていただきましたけれども、規制庁側で他に確認事項等あればお願いします。
1:35:21	よろしいですか。
1:35:24	はい。
1:35:27	規制庁側からは、本日ヒアリングは以上とさせていただきます。
1:35:32	まずちょっと、今回、何点か資料修正をお願いしてたかと思っておりますけれども、一応主要修正について、振り返りという形で、
1:35:42	四国、九州電力の方からちょっと修正方針、ご説明いただいてよろしいですか。
1:36:14	原子炉規制庁竹山です。今、九州電力って音声聞こえてますかね。
1:36:24	等九州電力の方執行です。今後、中、今後対応していく。本日の確認事項に関しましてはまず、1点目工事件名について
1:36:35	アプリ開発を用いてますけれどもそれを法令用語、改造と、
1:36:40	を用いるようにしてはということでそれを検討いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:44	2点目として適用規格について、補足にてその説明を十字架通過させることということで、内容としましては新規提示に今回見直された適格適用規格、
1:36:57	ちゃんと今回工事に合わせて見直した旨でしたり今回、
1:37:02	の適用規格の考え方、工事範囲において工事着手から工事管理せ、工事完了までを、
1:37:09	意図しているかなど、そういう、
1:37:12	いや、維持規格については、20052012どちらを用いているかなど、補足説明資料を用いて記載を充実化させていきます。
1:37:21	また、あと、今回の工事で、どのような変更が行われたのか、機構、既工認で、
1:37:28	既工事計画認可の時にご説明していると思うんですけども、現状今どういう、
1:37:35	配管や、弁箱になってそれが今回工事にてどのような変更がなされるかというのを補足にてご説明を充実化したいと思ってます。以上3点について今後、適切に対応していきたいと思っております。以上です。
1:37:53	原子炉規制庁畠山です。1点目のところだけ一応補足させていただくと、必ずその改造工事と記載しなさいという意図ではまずないので、
1:38:04	こちらの要望としては、実用炉規則含めた法令上の
1:38:11	用語ん誤解を生じるような記載を避けるようにというコメントでございますので、
1:38:21	必ずしも改造という言葉を、
1:38:25	必ず使いなさいということではございませんので、
1:38:28	ご検討の中で、そういったところをご配慮いただければなと思っています。以上です。
1:38:40	九州電力の松本です。
1:38:43	ご説明の趣旨理解いたしました。
1:38:46	それらの用語のどういったものを持ちも含めて検討を進めて参りたいと思います。
1:38:54	はい。お願いいたします。
1:38:57	では、今ご説明いただきましたコメントリストについては、追って資料提出をいただきたいと思いますが大体どのくらいの期間を見込みますかね、ちょっと修正の。
1:39:08	方針といいますか、スケジュール感をご説明お願いします。
1:39:26	少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:06	あ、九州電力の松本です。来週いっぱい、までにご提示させていただきたいと思います。正確には 12 月の 2 日までには、
1:40:17	資料の提出をす資料が提出できるよう頑張って参りたいと思います。
1:40:22	以上です。
1:40:29	原子力規制庁ハタケヤマです。資料は 12 月 2 日めどでご提出ということで、増資しますし、
1:40:38	ちょっとお待ちください。
1:43:08	原子炉規制庁畠山です。資料の提出のめどについては、こちら承知しました。一定東京支社を通じて、具体的な提出スケジュールと、
1:43:19	決まりましたら、ご連絡いただければと思ってます後は事務的に対応できればと思います。
1:43:26	で、ちょっと 1 点追加で確認をさせてください。今回工事、
1:43:33	計画の主要工程について概要パワーポイント説明資料の 9 ページの方で、
1:43:38	ご提出いただいております。この中で 2023 年度まで審査というふうな形で線表を引かれているかと思えますけども、
1:43:49	これ大体どれぐらいをめどに認可希望を出されてるという理解でよろしかったでしょうかちょっとすいません 2 課規模のイメージ、あとはその工場製作から現地工事までの、
1:43:59	期間、節目節目のところ、どういうふうに見込んでいらっしゃるのか、ご説明いただいてよろしいですか。
1:44:09	九州電力の峰松です。江藤審査のスケジュールなんですけれども、
1:44:15	当社は当社の希望としましては 2023 年の 4 月末をめどに認可いただければなど。
1:44:24	で埋めるにいただければそのあとの工場製作と、
1:44:28	駅事業者検査中の工事というのがスケジュール危惧されてますので 4 月までに認可いただきたいというのがこれを、
1:44:37	になります。以上です。
1:44:41	原子炉規制庁畠山です。はい。スケジュールカン了解しました。
1:44:47	規制庁側から全体通して何かございますか。確認したいことはよろしいですかね。はい。
1:44:54	九州電力から規制庁側に確認しておきたい点全体通してありますでしょうか。
1:45:06	九州電力松本です。九州電力から特にございません。
1:45:10	はい、ありがとうございます。東京支社側もよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:15	はい、東京支社特にございません本日ありがとうございました。
1:45:19	はい、ありがとうございます。
1:45:21	では、特段、以上になるかと思いますので、本日のヒアリングは終了させていただきます。本日はありがとうございました。
1:45:31	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。